日本行動計量学会 研究部会規約

日本行動計量学会理事会

日本行動計量学会では、研究活動の活性化をはかるため、研究部会を設け、活動経費の助成を行っています.活動経費の助成額は1年間10万円を上限とし、優れた研究計画を若干数、採択します.研究部会の募集は12月号会報に掲載し(締め切りは1月末頃)、採否の審査結果を、3月下旬にお知らせする予定です.規約は以下の通りです.

1. 研究部会の活動内容

オリジナリティーに富んだ研究成果を挙げる計画のもとに、研究活動を行う.

- 2. 研究部会の活動期間
- (1)2年とする. ただし、採択年の年度末に申請すれば、1年に短縮することができる.
- (2) 活動期間終了時に、継続して申請することができる.
- 3. 研究部会の活動上の義務
- (1) 採択後2年以内に、大会における特別セッションにおいて、または、行動計量シンポジウムにおいて、研究成果を発表する.
- (2) 採択年度の年度末に次年度も活動するかどうかを申し出る.
- (3) 採択後, 学会 Web サイトの研究部会のページに, 研究部会の名称と活動内容の概略を 掲載する.
- (4) 2 年目の年度末(次年度活動をする旨の申告をしなかった場合は、その年度末)に、活動報告(学会 Web サイト掲載用[1,000-4,000 字])を運営委員会へ提出する.
- 4. 研究部会の構成
- (1) 代表者 1 名 (会員) をおく.
- (2)6名以上の構成員を有し、その過半数は会員であること.

なお,同一人が複数の研究部会の代表者になることはできない. ただし,同一人が複数の研究部会の構成員となることは妨げない.

- 5. 研究部会の活動経費と会計報告
- (1) 採択された研究部会に対し、学会予算より年度毎に審査で認められた額の助成金を給付する.
- (2) 助成金は、研究活動に直接必要な経費に充当する.

(3) 代表者は、毎年度末に使用した額の領収証を添付した会計報告を運営委員会に提出しなければならない。ただし、助成額が0円の場合には、会計報告は不要とする。

6. 研究部会の審査

- (1) 研究部会の採択審査は運営委員会が行い、理事会への報告を経て決定される. ただし、採択審査では、審査対象グループの構成員は審査員から除外される.
- (2) 採択件数は、優れた研究計画に対し、若干数とする.
- (3) 助成額は、申請額の満額とは限らず、減額の上での審査も行う.

2023年8月1日現在